

令和6年10月

会員各位

(公社)岩国市シルバー人材センター

理事長(事務局長)小川 博史

(印省略)

安全委員会委員長 一藤 孝行

(印省略)

シルバー会員保険の取り扱いについて

このことについて、シルバー事業の主要な業務である草刈り作業等に就業される会員におかれては大変ご苦労様です。

特に草刈り作業等については、十分な防御措置のうえ飛び石被害の予防措置を徹底され、安全第一で就業されていることと思います。

一方、主に草刈り作業中に発生する損害事故が全国的に増加している状況で、当センターにおいても例外ではなく、毎年後を絶たない状況にあります。

取扱保険会社からも作業区域内(保険上の管理区域)のあまりの事故の多さから、かなりの支払い保険金額となり、「このままでは掛け

金の増額も考慮しなければならない状況である。」との見解をいただいているところです。

このようなことから、県内センターでは、免責額を3~5万円とするところもありますが、当センターでは、現在免責額を1万円としています。

作業範囲内における他の作業会員の所有車への飛び石損害は今まで何とか保険適用をしてきたところですが、令和6年7月17日開催の当センター令和6年度安全委員会において「作業範囲内(保険上の管理区域内)における他作業会員の所有車等への飛び石損害は保険適用としない」ことを確認したところです。(同日施行)

つまり、草刈り作業等では、作業区域内に駐車する会員車両に対して、常に飛び石の危険性を十分に認識し、就業会員各々で所有車両に飛び石被害防止措置を講じる必要があることとなります。

また、このことは草刈り作業のみに適用されるものではなく、他の作業で発生する「保険上の管理区域内」での損害事故においても同一に扱うこととしています。

なお、傷害事故(人身事故)については、従来通りとなっておりますので、よろしく申し上げます。